

知立市優良工事施工業者表彰及び公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注した建設工事を優れた成績で完成させた施工業者を表彰することにより、建設業の社会的評価を高めるとともに、建設技術の向上と施工の適正化及び品質の向上に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 表彰の対象となる工事は、本市が発注した建設工事のうち、表彰の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完了した建設工事で、契約金額が500万円以上であるもの（以下「対象工事」という。）とする。

(優良施工業者の表彰基準)

第3条 表彰の対象となる施工業者（以下「優良施工業者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 知立市工事成績評定要領に定める工事成績評定点が80点以上の対象工事を施工しており、かつ、表彰対象年度に完了した全ての工事成績評定点が65点以上であること。
- (2) 表彰対象年度中に、対象工事を2件以上完了していること。
- (3) 知立市内に建設業法（昭和24年法律第100号）に定める営業所を有すること。
- (4) 表彰対象年度の4月1日から表彰を受ける日の前日までの間に、知立市の入札参加資格停止処分を受けていないこと。
- (5) その他表彰することにふさわしくない行為等がないこと。

(優良施工業者の選考)

第4条 総務課長は、前条第1号から第4号の基準に該当する者を抽出の上、優良工事施工業者推薦書（様式第1）により、知立市指名審査委員会（以下「委員会」という。）に優良施工業者の選考を依頼するものとする。

2 委員会は、優良施工業者を選考し、その結果を市長に報告するものとする。

(優良施工業者の決定)

第5条 市長は、委員会の報告に基づき、優良施工業者を決定し、表彰するもの

とする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、前条の規定により決定した優良施工業者に市長が表彰状を授与して行う。

(公表の方法等)

第7条 表彰を受けた施工業者の公表の方法は、知立市ホームページに掲載する。

2 公表する内容は、施工業者名、対象工事の工事名及び工事場所とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。